

議第56号

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の右に「。第7条において「給特法」という。」を、「者」の右に「（第7条において「県費負担教育職員」という。）」を加える。

第3条第1項中「第6条において」を「以下」に改める。

第6条第1項中「この項において」を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第7条 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。